

報道関係者各位

令和6年6月14日

入札参加停止措置について

業 者 名 (所在地)	㈱魚国総本社	大阪府大阪市中央区道修町一丁目 6-19									
	葉隠勇進㈱	東京都港区芝四丁目 13-3 PMO田町東 10F									
停 止 期 間	㈱魚国総本社	令和6年6月14日～令和7年3月13日（9か月）									
	葉隠勇進㈱	令和6年6月14日～令和6年10月28日（4.5か月）									
※葉隠勇心㈱は、舞鶴市入札参加停止に関する要綱第5条第3項に基づき、2分の1に短縮。											
停止措置の理由	上記の2者は、名古屋市の発注する中学校スクールランチ調理等業務において私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。										
措 置 要 件	○舞鶴市入札参加停止に関する要綱										
	（入札参加停止等）										
	第3条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該措置要件の区分に応じて別表第1又は別表第2に定める期間、有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。										
	（入札参加停止の期間の特例）										
	第5条 有資格者が1の事案により別表第1又は別表第2に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに定める期間のうち最も長いものをもって入札参加停止の期間とする。										
	3 有資格者が別表第2の4の項に規定する措置要件に該当することとなった場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときにおける入札参加停止の期間は、同項に定める期間の2分の1の期間とする。										
	別表第2(第3条、第5条関係)										
	贈賄、不正行為等に基づく停止基準										
	<table><tr><th>措 置 要 件</th><th>期 間</th></tr><tr><td>4 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</td><td>(2) 公正取引委員会による排除措置命令、課徴金納付命令又は違反の認定があったとき。</td></tr><tr><td></td><td>ウ 府外工事等における違反</td></tr><tr><td></td><td>9月</td></tr></table>			措 置 要 件	期 間	4 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(2) 公正取引委員会による排除措置命令、課徴金納付命令又は違反の認定があったとき。		ウ 府外工事等における違反		9月
措 置 要 件	期 間										
4 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(2) 公正取引委員会による排除措置命令、課徴金納付命令又は違反の認定があったとき。										
	ウ 府外工事等における違反										
	9月										
	備考 「関係法令」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)等をいう。										



SDGs 未来都市

舞鶴市 契約課(担当:工原、林田)

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL:0773-66-1065、FAX:0773-62-9894

E-mail:keiyaku@city.maizuru.lg.jp